第二十六条の見出し中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第一項中「の承認を受けている法第七百四十八条第一項」を「の承認を受けている法第七百四十八条第一項各号」を「前条各号」に、「当該承認を受けている法第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条第一項」に、「前条第一項第一号イ」を「前条第一号イ」に改め、同項第四号中「日本工業規格」の下に「（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。）」を加え、同項第五号中「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に、「前条第一項第四号」を「前条第四号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七百四十九条第三項に規定する総務省令」を「第七百四十九条第二項に規定する総務省令」に改め、同項第一号中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条」に、「法第七百四十九条第三項に規定する地方税関係帳簿書類（以下第二十九条までにおいて「地方税関係帳簿書類」という。）」を「地方税関係帳簿」に、「地方税関係帳簿書類の」を「地方税関係帳簿の」に、「第七百五十条第一項又は第二項」を「第七百五十条第一項」に改め、同項第二号中「第一項又は第二項」を削り、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「第七百四十九条第三項」を「第七百四十九条第二項」に、「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に改め、「又は同条第二項に規定する法人」を削り、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十七条第一項中「第七百五十条第一項又は第二項」を「第七百五十条第一項」に改め、同項第二号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項第三号中「又は同条第二項に規定する代える日」を削り、同項第四号中「又は第二項ただし書」を削り、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同項第五号中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿書類」に改め、同条第二項中「又は第二項」を削り、「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿書類」に改め、同条第三項中「第七百五十条第六項」を「第七百五十条第五項」に改め、同条第四項中「第七百五十条第六項」を「第七百五十条第五項」に改め、同項第二号及び第三号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項第四号中「又は同条第二項に規定する代える日」を削り、同項第五号中「又は第二項ただし書」を削り、「これらの規定」を「同項ただし書」に改める。

第二十八条第一項中「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に、「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に改め、「又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存」を削り、「第七百四十九条第三項」を「第七百四十九条第二項」に改め、同項第二号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項第三号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に、「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に改め、同項第四号中「又は電磁的記録による保存をやめようとする地方税関係書類」を削り、同条第二項中「（地方税関係帳簿書類」を「（地方税関係帳簿」に改め、同項第二号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項第三号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、「各項のいずれか」を削る。

第二十九条第二項第五号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。

附則第三条の二の十七中「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に改め、同条を附則第三条の二の十八とし、附則第三条の二の十六の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条第十四項第一号の行為）

第三条の二の十七　法附則第十一条第十四項第一号に規定する総務省令で定める行為は、更地である土地の上に家屋を新築する行為とする。

附則第四条の四第九項第一号中「（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）」を「（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）」に改める。

附則第六条第十八項中「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に改める。

附則第十五条の見出し中「第七項」を「第六項」に改め、同条第一項中「第七項」を「第六項」に、「第十八条の九第一項」を「第十八条の九第二項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第二項中「第八項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

（政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等）

第十六条　政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の十第二項において準用する同令第十八条の九第二項に掲げる項目を記載した上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書とする。

2　政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。

附則第十七条第一項中「附則第三十五条の三第六項若しくは第十四項」を「附則第三十五条の三第八項若しくは第十八項」に、「附則第十八条第二項又は第七項」を「附則第十八条の二第二項又は第六項」に、「附則第十八条の四第三項」を「附則第十八条の四第四項」に改め、同条第二項中「附則第十八条の四第三項に」を「附則第十八条の四第四項に」に改め、同項第一号中「附則第十八条の四第三項又は第六項」を「附則第十八条の四第四項又は第八項」に改め、同項第二号中「、同項第七号イ」を「及び同項第七号イ」に改め、「及び同条第四項各号に掲げる金額」を削る。

附則第十九条第一項中「第十一項第一号」を「第十三項第一号」に、「、上場株式等の譲渡」を「、法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡（以下この項において「上場株式等の特定譲渡」という。）」に、「上場株式等以外の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）の譲渡」を「上場株式等の特定譲渡以外の上場株式等の譲渡（以下この項において「上場株式等の一般譲渡」という。）」に、「当該上場株式等の譲渡」を「当該上場株式等の特定譲渡」に、「年分の株式等」を「年分の株式等の一般譲渡」に改め、同条第三項及び第四項中「附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第一項又は第五項に規定する上場株式等」に改める。

附則第二十条第四項中「第三条第三号」を「第五条第二項第三号ニ」に改め、同条第六項中「附則第三十五条の三第六項又は第十四項」を「附則第三十五条の三第八項又は第十八項」に改め、同条第五項又は第十五項」に、「又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」を「若しくは第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五条の二の二第一項若しくは第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五条の三第六項又は第十四項」を「附則第三十五条の三第八項又は第十八項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十四条の二十二の改正規定並びに附則第三条の二の十七、第四条の四第九項第一号及び第六条第十八項の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行規則の項の改正規定に限る。）　公布の日

二　第九条の七及び第九条の八の改正規定並びに附則第五条の規定　平成二十八年十月一日